

中宮北小学校いじめ防止基本方針



令和2年4月（改訂）
枚方市立中宮北小学校

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1. 学校における基本方針策定の目的	2
2. いじめの定義	2
3. いじめの防止等のための基本的な考え方	2
4. いじめの防止に向けた役割	3
(1) 学校の役割	3
(2) 子どもの役割	3
(3) 保護者の役割	3
(4) 地域・関係機関の役割	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1. 本校が実施する取組	4
(1) いじめの防止等の対策のための組織	4
年間計画	5
(2) いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	6
いじめの未然防止	6
いじめの早期発見	6
いじめの早期対応	7
いじめ解消の定義	7
2. 重大事態への対処	8
(1) 教育委員会または学校による調査	8
①調査を要する重大事態	9
②重大事態の報告	9
③調査の主体	9
④調査を行うための組織	10
⑤事実関係を明確にするための調査	10
⑥調査結果の提供及び報告	11
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
①再調査	11
②再調査を行う機関の設置	11
③再調査の結果をふまえた措置	11
3. その他留意事項	11
重大事態への対処チャート	12

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、子どもと大人「みんな」が総がかりで取り組むべき課題です。

そのため、大人は日頃からすべての子どもに限りない愛情を持って接し、児童にやさや自他を大切にする心、正義感、大人との信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

本校におきましては、児童、教職員、保護者・地域の方で「いじめのない学校づくり」のためにできることなどを一緒に考えながら、時代や社会の流れに応じて、「中宮北小学校いじめ防止基本方針」の改訂を随時行い、常に子どもが安心して生活できるよう気をつけてまいります。

また、学校では「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、未然防止を含めて組織的に取り組んでいるところです。

具体的には、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編・体罰防止編）」等を活用した生活指導や外部講師を招聘しての校内研修の実施による教職員の意識の向上、日々の教育活動における観察や毎学期に実施する「学校生活アンケート」による児童理解及び状況把握、人権全体会等での共通理解とともに必要に応じた個別の教育相談等、未然防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいます。

あわせて、保護者の皆さまや、枚方市が配置する「心の教室相談員」とともに、関係機関とも連携し教育相談体制を充実させる等、組織的に対応していきます。

今後、本校では、この「中宮北小学校いじめ防止基本方針」に基づき、保護者・地域や関係機関と連携し、学校全体でいじめの克服に取り組むとともに、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保して子どもの健全育成を図り、いじめや体罰のない学校づくりを一層進めてまいります。

令和2年4月
枚方市立中宮北小学校長

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. 学校における基本方針策定の目的

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国及び枚方市の方針を参酌して自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組み内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、両者が連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。

2. いじめの定義

法第2条では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめには多様な態様があることを鑑み、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

3. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していくものです。

それには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件であり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、子どもが健やかに成長することへの弊害になりかねません。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示します。

- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。

- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。
- 昨今の社会情勢より、児童がインターネット等に一切ふれないような指導は到底不可能です。むしろ、スマホ、SNS、インターネット等、いじめにつながるよう、情報モラル教育を徹底させます。

4. いじめの未然防止に向けた役割

(1) 学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援していきます。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教員一人ひとりの危機意識を高め、いじめや体罰の未然防止に向けた研修や体制の整備に組織的に取り組みます。

(2) 子どもの役割

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

(3) 保護者の役割

- 子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

(4) 地域・関係機関の役割

- 地域は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる際には関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

ます。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1. 本校が実施する取組

本校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・教務主任・各学年主任・当該学級担任・生徒指導担当者・養護教諭・心の教室相談員を中心に構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」を設置しています。

また、場合により、心理等の専門家や関係機関の参加を求め、さらに効果的な組織とします。

「いじめ・不登校対策委員会」の基本的な役割

- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもたちの課題等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等を組織的に実施する役割

あわせて定期的に「人権全体会」を実施し、教職員の共通理解を図り、学校全体で対応します。

(1) いじめの防止等の対策のための組織

①名 称 「いじめ・不登校対策委員会」(窓口)

②構成員

校長、教頭、首席、当該学年主任、当該学級担任、
生徒指導主担者、養護教諭、心の教室相談員
必要に応じて校長が指名した教職員(いじめにあって
いる児童が相談や対応を希望する教職員)

③役 割

- ア 学校いじめ防止基本方針の周知
- イ いじめの未然防止(相談窓口)
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ アンケート集約と分析検証
- ク 年度末に学校いじめ防止基本方針の見直し

④年間計画

中宮北小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	学年目標の設定 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	学年目標の設定 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	学年目標の設定 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	学校経営・基本方針の周知 いじめ対策委員会（年間計画の確認、 問題行動調査結果を共有）
5月	家庭訪問	家庭訪問	家庭訪問	※年間を通し、児童会活動やクラブ活 動、委員会活動で異学年交流をする。 ※年間を通し、定期的な「生徒指導部 会」及び「人権全体会」「支援教育校 内委員会」をもち、事象等の報告があ れば臨時的委員会を招集する。
	遠足	遠足	遠足・宿泊学習	
	人権教育年間計画より各教 科領域においていじめ防止 を含む人権教育指導の実施	人権教育年間計画より各教 科領域においていじめ防止 を含む人権教育指導の実施	人権教育年間計画より各教 科領域においていじめ防止 を含む人権教育指導の実施	
	教育相談	教育相談	教育相談	いじめ・不登校対策委員会で教育相談の内 容を確認、人権全体会で共有、対応
	「いじめについて」を含む道 徳の授業を全クラスで実施	「いじめについて」を含む道 徳の授業を全クラスで実施	「いじめについて」を含む道 徳の授業を全クラスで実施	P T A総会及び校区コミュニティ会 議で「学校いじめ防止基本方針」の説 明・協力依頼
6月	アンケート実施 教育相談	アンケート実施 教育相談	アンケート実施 教育相談	いじめ・不登校対策委員会でアンケー ト集約分析、対応
7月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	教職員研修「いじめ・体罰・セクハラ・ パワハラ未然防止に向けて」 校内研修
8月	教育相談	教育相談	教育相談	
	夏季校内研修会	夏季校内研修会	夏季校内研修会	夏季校内研修会
9月	運動会に向けての取組 教育相談	運動会に向けての取組 教育相談	運動会に向けての取組 教育相談	いじめ・不登校対策委員会で教育相談の内 容を確認、人権全体会で共有、対応
10月	遠足	遠足	遠足	校内研修 児童向け生徒指導講演会
11月	アンケート実施 教育相談	アンケート実施 教育相談	アンケート実施 教育相談	いじめ・不登校対策委員会でアンケー ト集約分析対応 小中合同研修会
12月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	校内研修
1月	教育相談	教育相談	教育相談	いじめ・不登校対策委員会で教育相談の内 容を確認、人権全体会で共有、対応
2月	アンケート実施 教育相談	アンケート実施 教育相談	アンケート実施 教育相談	いじめ・不登校対策委員会でアンケー ト集約分析、人権全体会で共有、対応
3月				次年度改定準備

(2) いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるように授業づくりや集団づくりを行います。

また、子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることができるよう、支援します。

さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

<具体的には>

- 1 教職員はいじめのない学級作りに取り組みます。
- 2 児童会が中心となって、あいさつ運動等、明るい学校づくりに取り組みます。
- 3 学年交流や支援学級交流等で、コミュニケーションの輪を広め、深めます。
- 4 「道徳」の時間を中心に道徳教育を充実させ、子どもたちが主体となっていじめのない人間関係を形成できるよう指導・支援していきます。
- 5 不易の現象及び社会情勢の変化にともなう現象に迅速に対応するため、外部講師を招聘しての校内研修の実施や、枚方市生徒指導マニュアル（いじめ未然防止編・体罰防止編）等の活用により教職員の意識の向上を図り、全教職員でいじめのない学校づくりに取り組みます。
- 6 校内美化や花いっぱいに努め、児童が気持ちよく学習できる環境を整えます。
- 7 保護者は、生活の中で、子どもの豊かな心を育みます。
- 8 保護者は、日頃から子どもの話を良く聞き、ささいな変化を見逃しません。
- 9 地域は、見守り活動や行事等において、子どもたちの豊かな心を育みます。

いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいます。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、学校は日頃から家庭訪問等を通じて保護者を含め、子どもたちと家庭との信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市いじめ対応マニュアル」や「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

あわせて、学校は相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果の分析や補充の聴き取りを行った上で教育委員会に報告することや教育相談の実施等により、子どもたちがいじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組みます。

＜具体的には＞

- ①児童は、周囲にいじめがあると思われるときは、声をかけたりします。
- ②教職員は、日々の学校生活において子どもの様子を観察するとともに、個別の教育相談等を行い状況を把握します。
- ②每学期1回以上、「学校生活アンケート」を実施し、早期発見・早期対応につなげます。
- ③保護者・地域は、悩みを聞いたり、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関に相談します。

いじめの早期対応

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見かけた場合は、担任等が一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」を中核として事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

事案の内容によっては、速やかに関係機関・専門機関等と連携を図ります。

いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもたちの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。

いじめを行った子どもに対しては、当該の子どもの人格の成長のためにも、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、状況や心情を聴き取り、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

＜具体的には＞

- ①児童は、周囲にいじめがあると思われるときは、すぐに先生やお家の人などに伝えます。スマホやSNS、インターネットを介しての場合も同じです。
- ②学校でいじめが発覚した際は、保護者や関係機関と連携して迅速に対応します。
- ②教職員は、「いじめ・不登校対策委員会」を中核として事案のレベルを協議し、人権全体会等で共通理解を図って、学校全体で対応します。
- ③保護者・地域は、いじめが発覚した際は学校や関係機関と連携して迅速に対応します。

いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満

たされている必要があります。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

2. 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

平成29年、本市ではいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生しました。こうした事態が発生した場合には、教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。

①いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか

②体験したり目撃した事実なのか、他から聞いた間接情報なのか

③目撃情報であるなら、どの場所から、どの場所の様子を目撃したのか

これらの情報源のもと、事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないように対策を講じることが必要です。

また、記憶は、その性質上、事実確認時期が遅れるほど曖昧になるため、できるだけ早期に事実確認を終える必要があります。そのため、目撃者も含めて聴き取る対象者に漏れがなく、かつ、聴き取る事項についても当該出来事に限定せず、過去のいじめや背景も探れる程度の範囲の事実確認を行っておく必要があります。

そして、事実と争いがある場合や、いじめを受けた子どもから事実確認の協力が得られない場合があります。そのような場合であっても、目撃した子どもからの事実確認などによって真実に迫りうる可能性があることから、早期にそれらを尽くす必要があります。

一方、いじめを行った子どもからの聴き取りを行う場合、まずは、日頃の言動による偏見を白紙にして、その表情や様子、話し方などからどのように感じているのかを読み取ると同時に、事実はどうであったのか、なぜ、このような行為に至ったのかなどの言葉にならない声にも耳を傾け、その内面を理解するよう努める必要があります。いじめを行った子どもを含む関わりのある子ども全ての内面を理解できるよう、教職員自身の感度をより高め、指導の姿勢とそのあり方を考えていくことが必要です。

①調査を要する重大事態

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としていますが、日数だけではなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握しなければなりません。

また、子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応しなければなりません。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告しなければなりません。

教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告します。

③調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

ア) 学校が主体となる場合

教育委員会は、学校へ指導主事を派遣し、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

イ) 教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査します。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

④調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにそのもとに組織を設けます。

ア) 学校が主体となる場合

学校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行います。

イ) 教育委員会が主体となる場合

教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ対策審議会」を招集し、調査を行います。

⑤事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものです。

ア) いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

この際、いじめを受けた子どもや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査実施が必要です。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った子どもへの指導を行い、いじめ行為をやめさせます。

また、いじめを受けた子どもに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたる必要があります。

イ) いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速

に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられます。

⑥調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができます。

再調査についても、いじめを受けた子どもたち及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。

②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。

構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱します。

③再調査の結果をふまえた措置

教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じます。

4. その他留意事項

本市は、当該基本方針について、法の施行状況を勘案して、随時、見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

重大事態への対処チャート

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生の報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

いじめ・不登校対策委員会

〔本校に設置〕

<構成員>

- 校長・教頭・首席・各学年主任・当該学級担任・生徒指導主担者・養護教諭・心の教室相談員

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

再調査

調査結果の報告